

緊急

正当な行為ではなく、「妨害行為」である！ 裁判所が、妨害禁止をあらためて決定！

◆ 9月9日、広島高等裁判所は、祝島反対派住民らによる海域での工事妨害について、「妨害行為をしてはならない」とあらためて決定しました。

◆ 法律を守るのは、国民の義務です。自分勝手な屁理屈をつけて、法を無視する人もいるでしょうが、そのような行為に加担すれば、連帯責任を負うことになりかねません。

◆ 特に、祝島の「ある町議」は、率先して法を守るべき立場にありながら、シーカヤッカーたちを操って無法行為を繰り返しています。そのような方が議員を続けていることに対し、私たち町民は強い憤りを感じています。

◆ 現在も続く妨害行為を、私たち町民は黙って見ていくわけにはいきません。今こそ、しっかりと声を挙げていく時なのです！

参考

裁判所の決定概要（反対派の主張を全面的に否定）

- ◎ 祝島反対派住民らの行動は、正当な権利行使ではなく、妨害行為である。
- ◎ 漁業補償契約は有効であり、契約の効力は祝島の組合員に及び「補償金を受け取っていないから妨害してもよい」ということはない。
- ◎ 「まだ埋め立てられていない」ことを理由に、漁業操業や船舶の航行が認められるわけではない。
- ◎ 「生存権の行使」と言うが、妨害を正当化する理由とはならない。

上関町まちづくり連絡協議会